

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株 式 会 社 M マ ー ト
代表取締役社長 村 橋 純 雄

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年4月22日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年4月23日（金曜日） 午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 ハイアット リージェンシー 東京 地下1階 「クリスタルルーム」
（東京都新宿区西新宿二丁目7番2号）
3. 会議の目的事項
報告事項 第21期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.m-mart.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年2月1日から2021年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で、1920～30年代の大恐慌以来最悪の同時不況に直面しました。IMF（国際通貨基金）は6月発表の経済見通しで、2020年の世界経済の成長率見通しをマイナス4.9%と下方修正し、経済損失は2年間で12.5兆ドル（約1,300兆円）と試算しました。

国内においても、日銀が7月初めに発表した6月短観で、大企業製造業の景感感を示す業況判断指数はマイナス34となり、リーマン危機後の2009年6月以来11年ぶりの低水準でした。また、内閣府が8月に発表した2020年4～6月期の実質GDP速報値は、前期比年率換算でマイナス27.8%と戦後最大の落ち込みとなりました。

10月以降に発表になった経済指標には、生産や消費に持ち直しの動きが出てきており、国内景気は「最悪期」を脱した模様ですが、水準はなお低く、本格回復への足取りは重い状況が続いています。

このような事業環境のもと、正常な流通促進を使命とするMマートは、コロナ禍による飲食店の休業等により、高品質にもかかわらず予想外の在庫に悩む卸売業者からの出品を実現させるための「緊急流通促進フェア」の開催に続き、余剰在庫商品を短期間で代金決済し、事業存続のための「手元流動性」を確保することが出来る「即金・即売市場」を緊急開設いたしました。また、感染拡大防止に必要な不可欠な環境・衛生用品を適正価格で流通させ、医療機関・高齢者施設などに供給が行き届くよう支援するための「環境・衛生フェア」、外食産業の「非接触型」サービスを応援する「テイクアウト・弁当食材・容器フェア」、コロナ・水害時代の複合災害に備えるための「防災フェア」等も、順次開催しました。

なお、これまでのB to B（企業間取引）のサイトに加えて、10月27日より個人・家庭向け卸サイト「C-joy」を開設いたしました。

こうした中、当事業年度末における出店数は、新人営業員の戦力化が順調に進んだことに加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止で緊急事態宣言が発令され、

リアルの取引が困難となる中、インターネット取引へのニーズが高まったこともあり、出店型のマーケットプレイス市場であります「Mマート（食材を取扱う市場）」は1,030店（対前年同月比93店増）、「Bnet（食材以外を取扱う市場）」は464店（同220店増）と順調に増加しました。

なお、当事業年度末における買い手会員数も、173千社（対前年同月比15千社増）と増加しました。新規の買い手会員数は、コロナ禍の中、インターネット取引へのニーズの高まりを主因として、従来の毎月1,000社程度増から一段と増加し、毎月1,000～1,400社程度の増加を続けました。

一方、総流通高はコロナ禍の影響で、5,544百万円（対前年同期比374百万円減）となりました。食材関連では、コロナ禍の影響で飲食店やホテル・旅館向け流通高が大きく減少する一方で、スーパー・コンビニ・弁当宅配業者向けの流通高は増加しています。食材以外でも、環境衛生用品（マスク・手袋・消毒液等）やデリバリー容器等の流通高が増加しています。

全体としては、流通高の減少面の方が大きいものの、当社の収益の柱は毎月固定の出店料であることから、当社の業績に大きな影響を与えるまでには至っておりません。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、出店型サイト「Mマート」や「Bnet」の伸びを主因に、777,610千円（対前年同期比13.6%増）となりました。一方、利益面では、人員増に伴う人件費や採用手数料等の営業費用の増加もありましたが、営業利益は178,108千円（同21.1%増）、経常利益は178,308千円（同21.0%増）、当期純利益は119,225千円（同21.2%増）となりました。

（２）設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス対応のワクチン接種開始で日本経済の回復が期待されるものの、地政学リスクや自然災害、各種感染症等の影響に今後も留意する必要があります。こうした中、当社が持続的に成長して企業価値を高めるとともに、われわれの目標を達成するために対処すべき課題は以下のとおりです。

①競争力の強化

当社は多くの売り手企業及び買い手企業との売買を仲介しておりますが、時代の進化、産業構造の進化、販売方法、IT技術等、顧客（売り手企業、買い手企業）を取り巻く環境は絶えず進化しております。そのなかにおいて競争力を強化するためには、顧客の抱える課題をいかに素早く察知し、解決の手段、機会を提供することにかかっております。IT技術、デジタルマーケティング、ビッグデータ等を通じて、会社を挙げて解決していくよう取り組んでまいります。

②技術革新への対応

当社はサイト運営企業であり、システム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化を注視しながら対応する必要があります。また、常にシステム攻撃の危険をはらんでいることから、防御に対する意識も高める必要があります。こうしたことから、常時システム設備への投資を行い、技術力の進歩に努めてまいります。

③財務体質の強化

当社は、中長期的な安定成長を続けることで企業価値を高め、フリーキャッシュ・フローを最大化するという、キャッシュ・フロー重視の経営を推進していくために、売掛金や不良債権等のリスク管理を徹底することにより、財務体質の強化に努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社が推進する事業は新しい領域であり、営業、技術を含め事業全体において主体的に取り組むことができる人材の確保が必要とされております。このような環境下では、過去の知識や経験にとらわれずに柔軟な発想、素直な心で毎日学ぶという姿勢を持つ人材の確保が肝要であります。

業界そのものの進歩が速く専門化していくなかで、専門的かつ正確な知識と学ばれ力をもった人材を確保し、育成することを重視してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年1月期)	第19期 (2019年1月期)	第20期 (2020年1月期)	第21期 (当事業年度) (2021年1月期)
営 業 収 益 (千円)	606,531	655,648	684,841	777,610
経 常 利 益 (千円)	119,257	135,860	147,415	178,308
当 期 純 利 益 (千円)	78,209	84,749	98,346	119,225
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.63	17.52	20.11	24.38
総 資 産 (千円)	471,749	1,094,317	1,216,685	1,402,642
純 資 産 (千円)	180,183	782,015	880,320	974,997
1株当たり純資産額 (円)	45.23	159.90	180.00	199.36

(注) 当社は2017年3月31日付及び2020年8月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

BtoBに特化したeマーケットプレイス事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年1月31日現在)

本 社・・・東京都新宿区

(9) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52 [10]	10名増 [1名増]	46歳 9ヶ月	3年 7ヶ月

(注) 従業員数は正社員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員等）は[]外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2021年1月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,890,800株 (自己株式 265株を含む。)
- (3) 株主数 2,392名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
村橋 純雄	1,491,800	30.50
合同会社エムホールディングス	760,000	15.54
宇井 裕希乃	380,000	7.77
九谷田 登志恵	380,000	7.77
村橋 勝子	240,000	4.90
村橋 伸繁	238,000	4.86
五味 大輔	50,000	1.02
相地 朱美	48,000	0.98
川口 重之	34,200	0.69
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	32,900	0.67

(注) 持株比率は自己株式 (265株) を控除して算定しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 橋 純 雄	
常 務 取 締 役	九谷田 登志恵	販売本部長
取 締 役	宇 井 裕希乃	業務監理本部長
取 締 役	小野寺 泰	
取締役(社外)	神 崎 行 哉	
常 勤 監 査 役	橋 本 秀 雄	
監査役(社外)	中 田 秀 幸	中田会計事務所代表
監査役(社外)	土 居 明 史	シティア公認会計士共同事務所公認会計士 (株)エイゾン・パートナーズ 代表パートナー
監査役(社外)	石 田 敦 信	トキワユナイテッドパートナーズLLP パートナー (株)トキワフィナンシャルアドバイザー 代表取締役

- (注) 1. 取締役神崎行哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は、社外監査役であります。
3. 取締役神崎行哉氏、監査役中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役橋本秀雄氏は、米久株式会社専務取締役として食材部門を統括していたのみならず、関連会社の社長を兼務するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- また、社外監査役の中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は、各々税務、会計の資格を有し、コンサルティング業を営んでいる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2021年4月以降の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約に含まれておりません。

(4) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	68,400千円 (1,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,000千円 (5,400千円)
合 計	9名 (4名)	77,400千円 (7,200千円)

- (注) 1. 取締役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。
2016年4月26日 株主総会決議 年額300百万円以内
2. 監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。
2016年4月26日 株主総会決議 年額 50百万円以内
3. 当社の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	神崎 行哉	—	—	—
社外監査役	中田 秀幸	中田会計事務所	代表	—
社外監査役	土居 明史	シティア公認会計士共同事務所 株式会社エイゾン・パートナーズ	公認会計士 代表 パートナ ー	—
社外監査役	石田 敦信	トキワユナイテッドパートナーズ LLP 株式会社トキワフィナンシャルア ドバイザリー	パートナー 代表取締役	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	神 崎 行 哉	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席し、議案審議等に 必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	中 田 秀 幸	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席、また、監査役会 12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており ます。
社外監査役	土 居 明 史	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席、また、監査役会 12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており ます。
社外監査役	石 田 敦 信	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席、また、監査役会 12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており ます。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

【基本方針】

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化の上、関連資料とともに、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存管理します。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録等事業運営上重要事項に関する書類は、取締役及び監査役から要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持します。
- ③企業機密については、「企業機密管理規程」に基づき適切に管理します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ①「取締役会規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の遂行は所定の承認を得た後に行います。
- ②リスク管理に関して、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの点検・評価・対策等を管理します。
- ③有事の時は、社長を本部長とする対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたります。
- ④内部監査部門は、内部統制の整備状況を検証します。

(3) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「組織管理規程」及び「職務権限規程」により、取締役及び使用人の分掌と権限を定めます。
- ②取締役会は、中期計画及び年間事業計画を決定し、その執行状況を監督します。
- ③経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようにシステム部門を置いて整備をすすめ、会社全体で最適化を図ります。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するために、企業理念と社訓を定め繰返し周知徹底を図ります。
- ②当社は、コンプライアンス規程を制定し、周知徹底を図ります。
- ③反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切関係を持ちません。
- ④内部監査部門は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応します。

②監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めます。

(6) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

①当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告します。

②内部監査部門は、監査の結果を監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。

②社長は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図ります。

③監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部の専門家との連携を図ります。

④監査役が職務執行上必要と認める費用について会社に請求することができます。

⑤監査役は、監査役会を開催し、監査の実施状況等について情報交換及び協議を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、「財務経理規程」を定めます。

②内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行います。

【運用状況】

- ・取締役会を開催し、重要事項につき審議決定を行うとともに、各取締役から業務執行について報告を受けています。
- ・内部監査部門は業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等について監査し、必要に応じて改善提言を実施しています。
- ・各規程につきまして、経営環境の変化等に対応し見直しを実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,326,663	流 動 負 債	427,644
現 金 及 び 預 金	1,184,783	未 払 金	3,721
売 掛 金	22,071	営 業 未 払 金	113,122
営 業 未 収 入 金	113,122	未 払 費 用	17,222
未 収 入 金	149	未 払 法 人 税 等	41,114
前 払 費 用	10,232	未 払 消 費 税 等	26,462
そ の 他	500	前 受 金	102,963
貸 倒 引 当 金	△4,195	預 り 金	117,176
固 定 資 産	75,978	ポ イ ン ト 引 当 金	5,861
有 形 固 定 資 産	9,464	負 債 合 計	427,644
建 物	5,913	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	3,550	株 主 資 本	974,997
無 形 固 定 資 産	357	資 本 金	318,619
ソ フ ト ウ ェ ア	357	資 本 剰 余 金	260,782
投資その他の資産	66,156	資 本 準 備 金	260,782
敷 金 及 び 保 証 金	57,618	利 益 剰 余 金	395,889
繰 延 税 金 資 産	8,538	そ の 他 利 益 剰 余 金	395,889
		繰 越 利 益 剰 余 金	395,889
		自 己 株 式	△293
		純 資 産 合 計	974,997
資 産 合 計	1,402,642	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,402,642

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		777,610
営 業 費 用		599,502
営 業 利 益		178,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
そ の 他	177	199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	-	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		178,308
税 引 前 当 期 純 利 益		178,308
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	60,376	
法 人 税 等 調 整 額	△1,294	59,082
当 期 純 利 益		119,225

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	318,619	260,782	260,782	301,116	301,116	△197	880,320	880,320
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△24,453	△24,453		△24,453	△24,453
当 期 純 利 益				119,225	119,225		119,225	119,225
自 己 株 式 の 取 得						△95	△95	△95
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	94,772	94,772	△95	94,677	94,677
当 期 末 残 高	318,619	260,782	260,782	395,889	395,889	△293	974,997	974,997

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	5年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

販売促進をはかるために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、当社の市場の決済に利用できるMコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を使用実績率に基づき、計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	13,506千円
----------------	----------

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	4,890,800株
-------------------------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	265株
------------------------	------

<発行済株式の変動事由の概要等>

2020年8月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(3) 配当に関する事項

<配当金支払額>

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月23日 定時株主総会	普通株式	24,453	10.00	2020年 1月31日	2020年 4月24日

<基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの>

2021年4月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 48,905千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 10円 |
| ③ 基準日 | 2021年1月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2021年4月26日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,737千円
貸倒引当金	1,284千円
ポイント引当金	1,794千円
資産除去債務	2,690千円
その他	31千円

繰延税金資産小計 8,538千円

評価性引当額 -千円

繰延税金資産合計 8,538千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金については銀行借入による調達を予定しております。

また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である営業未払金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

2021年1月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2021年1月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,184,783	1,184,783	-
(2) 売掛金	22,071	22,071	-
貸倒引当金※1	△4,195	△4,195	-
	17,875	17,875	-
(3) 営業未収入金	113,122	113,122	-
(4) 未収入金	149	149	-
(5) 従業員貸付金※2	500	500	-
(6) 敷金及び保証金※3	50,303	50,303	-
資産計	1,366,733	1,366,733	-
(1) 未払金	3,721	3,721	-
(2) 営業未払金	113,122	113,122	-
(3) 未払費用	17,222	17,222	-
(4) 未払法人税等	41,114	41,114	-
(5) 未払消費税等	26,462	26,462	-
(6) 預り金	117,176	117,176	-
負債計	318,820	318,820	-

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 従業員貸付金は、1年以内回収予定の従業員短期貸付金500千円を記載しております。

※3 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(貸借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金、(4) 未収入金及び(5) 従業員貸付金
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 未払金、(2) 営業未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 199円 36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 24円 38銭 |

※ 当社は2020年8月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び当期純利益金額を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月18日

株式会社 M マート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 義浩 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Mマートの2020年2月1日から2021年1月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月26日

株式会社Mマート 監査役会

常勤監査役 橋 本 秀 雄 ㊞

社外監査役 中 田 秀 幸 ㊞

社外監査役 土 居 明 史 ㊞

社外監査役 石 田 敦 信 ㊞

以 上

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は成長過程にあると考えており、内部留保を充実し財務体質強化を図ること及び企業規模を拡大し、更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行うことが重要と考えていますが、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、経営成績、財政状態等を勘案しながら配当を実施していく方針です。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭 総額 48,905,350円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年4月26日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	再任 村橋 純雄 (1936年5月4日)	2000年2月 当社代表取締役社長（現任）	1,491,800株
2	再任 九谷田 登志恵 (1959年3月28日)	2012年4月 当社取締役 2016年4月 当社常務取締役販売本部長（現任）	380,000株
3	再任 宇井 裕希乃 (1973年4月27日)	2000年12月 当社取締役 2017年1月 当社取締役業務監理本部長（現任）	380,000株
4	新任 石田 敦信 (1972年11月25日)	1994年10月 青山監査法人入所 1999年10月 中央監査法人入所 2000年7月 株式会社エスプール入社 2007年6月 トキワユニテッドパートナーズLLPパー トナー（現任） 株式会社トキワフィナンシャルアドバイ ザリー代表取締役（現任） 2017年12月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) トキワユニテッドパートナーズLLPパートナ ー 株式会社トキワフィナンシャルアドバイザリー代表取締役	0株

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村橋純雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 石田敦信氏は、社外取締役候補者であります。石田敦信氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有するうえ、コンサルティング業を営んでおり、その豊富な知見と経験を当社の経営に活かしていただくためであります。また、石田敦信氏には、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待しています。
5. 石田敦信氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって退任します。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年4ヶ月となります。
6. 石田敦信氏との間で、当社は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、石田敦信氏の社外取締役選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、石田敦信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	新任 おの 小野寺 泰 (1949年11月3日)	1974年4月 東急不動産株式会社入社 2008年4月 東急リゾート株式会社入社 代表取締役社長 2009年4月 株式会社東急スポーツオアシス入社 代表取締役社長 2014年4月 当社取締役副社長 2020年5月 当社取締役（現任）	5,000株
2	再任 なか た ひでゆき 中 田 秀 幸 (1951年10月9日)	1973年4月 株式会社丸菱総業入社 1975年5月 石原税務会計事務所入所 1984年4月 中田会計事務所設立（現任） 2016年8月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 中田会計事務所代表	0株
3	再任 ど い あきふみ 土 居 明 史 (1971年5月12日)	1997年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 2006年9月 シティア公認会計士共同事務所入所 （現任） 2010年5月 株式会社エイゾン・パートナーズ入社 代表パートナー（現任） 2017年4月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） シティア公認会計士共同事務所公認会計士 株式会社エイゾン・パートナーズ代表パートナー	0株

1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 小野寺泰氏は、現在、当社の取締役であります。本総会終結の時をもって退任します。
4. 中田秀幸氏及び土居明史氏は、社外監査役候補者であります。両氏を社外監査役候補者とした理由は、各々税理士、公認会計士の資格を有しており、専門的な見識を当社の監査に反映していたためであります。また、両氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 中田秀幸氏及び土居明史氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ4年8ヶ月及び4年となります。
6. 中田秀幸氏及び土居明史氏との間で、当社は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、中田秀幸氏及び土居明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2021年4月23日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「クリスタルルーム」 電話 03-3348-1234（代表）



交通の
ご案内

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅

A7出口

より徒歩約3分

JR線・小田急線・京王線

新宿駅

西口

より徒歩約12分

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅

2番出口

より徒歩約7分

駐車場・駐輪場の用意はしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
また、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
総会会場では、感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。